

Title	戦後オーストラリアの大量移民と「白豪政策」の終焉(二・完): 多元文化社会への歩み
Sub Title	Post-War immigration policy and it's impact on the White Australia Policy (2. End)
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.2 (1984. 2) ,p.29- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840228-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後オーストラリアの

大量移民と「白豪政策」の終焉（二・完）

——多元文化社会への歩み——

関
根
政
美

はじめに——本稿の目的

〔一〕 オーストラリアと戦後の大量移民

（一） 戦後オーストラリア移民計画の基本目的——移民と白豪主義

（二） 移民の導入過程——増加する異質性

（三） 移民と工業化……………（以上第一回前号掲載）

〔二〕 オーストラリアの移民対策とその変遷……………（以下第二回本号掲載）

（一） 同化政策とその社会的背景

（二） 問題多き人々としての新移民

（三） 社会的実験としての多元文化社会化

おわりに——今後の課題

〔一〕 オーストラリアの移民対策とその変遷

(一) 同化政策とその社会的背景

オーストラリア人の移民への態度は、移民計画の目的が多面的であったことと関連して相対的に複雑であるが、その大きな基本的な流れをつかむことは可能である。当節ではオーストラリア側の対応の基本的性格とその変遷について論じたい。

オーストラリア人が心に抱いた最初の移民への対応策は当然のことながら「同化政策 (assimilation policy)」であった。同化政策とは、オーストラリアの基本的言語を修得するとともに、生活習慣・職業生活においても平均的オーストラリア人の行動・思考パターンにできる限り近づくようにすることを新しい移民に要請するものである。このことは単に移民個々の問題だけでおおわず、新移民のエスニックの違いによってコミュニティが形成された場合、それが政治的紛争・エスニック闘争をおこす、あるいは一つのエスニックとして政治的要求を出してオーストラリア社会において異質的な側面を強調するということがないようにする。つまり、文化的多元性 (cultural pluralism) に加えて構造的多元主義 (structural pluralism) も排除されなければならないのである。

ここでいう構造的多元性というものは、エスニック・コミュニティ組織の存在を前提とするが、移民が新しい土地にすれば自衛措置として相互扶助組織を必要とするものである。そうしたものを全て否定しようとするものでなく不慣れた新しい移民がオーストラリア社会に順応するまでの補助機関として機能する限りにおいて奨励されるものである。しかしそれが、補助的役割を越えて移民の同化を妨げたり、ホスト社会に対する反感を醸成させるといったこと、あ

るいはこうした組織が、例えば移民者達の母国政府に対する海外での反政府運動を行なう拠点となったり、移民国の政府の外交政策に圧力をかけホスト国政府の立場を危うくすることも考えられる。また、それらが契機となって国内におけるエスニック間の反目を促し社会的な問題を引き起こすことが考えられる⁽¹⁾。

こうした政治的問題とは別に、エスニック・コミュニティ組織の社会福祉機能や情報伝達機能などが肥大し、オーストラリア政府の福祉・行政関係の機関と競合し費用や人的資源の無駄使い、利用における差別が出てくるといったことも考えられる。このような政治・社会的問題を引き起こし易い構造的多元性は避けたいと考えるのも自然に生まれ、感情的に反対の声が強い文化的多元性の問題に加えて、構造的多元性の側面への警戒心が高まることとなる。同化への圧力は文化・政治・社会面で等しく強調されるのである。

以上が同化政策の核心といつてよいであろうが、それでは同化すべき対象はどういうものであっただろうか。要約的に表現すれば以下のようになるであろう⁽²⁾。

『オーストラリアの祖国はなんといっても英国であり、多くの遺産を引き継いでいる。すなわち、ローデシアと同様に、自治権を獲得した英国植民地なのである。それ故、我々は、多少修正されてはいるが英国の生活様式を享受しているし、基本言語は、当然のことながら英語である。この社会に加わりたい人は誰でも、この社会の基本的な生活様式の中に入り込むよう心懸けねばならない。英国国教を中心とした社会状況が大きく変化することは望まない。非英国系エスニックの人々のオーストラリア発展に対する貢献は十分受け入れられるだろうし、賞賛も受けよう。しかし、それは、オーストラリアの生活に溶け込むことを前提とする』。

まさに、英国的生活様式を土台としたオーストラリア生活様式であった。この政策のためまず第一に重視されるのが英語教育であった。成人教育および子供の英語教育が急務とされた。一九五一年当時、小学校の校長の一人は次のように述べている。

『子供達は、はじめの段階から英語でモノを考えることを学ばねばならない……英語で全ての授業はなされるべきである。それこそ相互理解の第一歩である。また、移民計画全体の成否を握る鍵である。児童達には英語で話しかけるべきであって、また彼らは英語を話さねばならない。毎日、毎日、どんなことでも、それが学校の外であろうと内であろうと、すべてのことが英語でなされなければならない』(J. B. Cox, 'Helping migrant children to settle into school life,' *New Era*, Vol. 32, No. 2, p. 32.)⁽³⁾

そして、英語教育を通して、まず学校生活に順応 (fit in) し、そして後にオーストラリア社会生活に適合するという過程が最も望ましいとされた。その際、移民および子女が持ってきた言語や伝統的文化については全く無視するというのが、その当時の一般的な態度であった。

ところで、こうした同化政策がとられた背景には、非英国系移民の導入による社会問題の発生を防ぐという警戒心の他に、オーストラリア側の自国の文化・社会制度の状況に対する大きな自信が存在したということも見逃すことは出来ない。一九五〇年代のオーストラリア人の移民への態度を要約すれば以下のようなようになるだろう。⁽⁴⁾

- (一) オーストラリア人は民主主義的で個人主義的である。オーストラリア人と同じ中心的価値を持つ者に対しては、階級的偏見もなく、心も温和で大きく開かれている。
- (二) このようなオーストラリアへ来ることの出来た人々 (移民・難民) は大変幸運であるし、そう思えるはずである。
- (三) オーストラリアの社会制度・社会構造は十分発達したものであり、新来者のために特別な制度的・構造的変化を必要としないはずである。
- (四) 移民自身がエスニックに従った組織・国民グループ (national groups) をつくることなく、オーストラリアが一つの家族的紐帯を維持し、一つの国家としての同質性と連帯 (homogeneity and solidarity) を維持することは可能である。
- (五) 個々人の移民の努力が、同化政策の目的達成にとって一番大切である。
- (六) 移民・難民に対しては必要以上の援助はしない。それはオーストラリアの固有の伝統である平等主義 (egalitarianism) に反するからである。

これらの態度から言えることは、オーストラリア人の移民・難民への対応には、英豪文化複合を文化―社会的背景

第9表 オーストラリア人の持つ移民の選好順位

	ハモンド 研究(1954)	新聞エイジ 調査(1971)	ブキャナン 調査(1976)
最も好まれる グループ	英国人 ドイツ人 中国人 ギリシャ人 イタリア人	英国人 ドイツ人 イタリア人 {ギリシャ人 ユダヤ人}	英国人 ドイツ人 ユダヤ人 イタリア人 ギリシャ人
最も嫌われる グループ	ユダヤ人 原住民	原住民 中国人	中国人 原住民

資料原典：M. E. Buchanan, *Attitudes Towards Immigrants in Australia*, Research Report No. 3. A. G. P. S., 1976.
引用：D. Edgar *Introduction to Australian Society*,
Prentice-Hall of Australia, Sydney, 1980, p. 288, より。

第5図 移民選好の基準

同 化		外面的同化	
		同 化	非同化
内面的 同化	同 化	1	2
	非同化	3	4

1→4の順位が想定できると思われる。

とした自信に基づく家父長的態度があらわれているという点であろう。自国の価値体系、政治・社会制度に対する深い愛着と自信が、非英語国民 (non-English speaking migrants) に対して同化政策を強要する大きな要因となっていたといえよう。同化政策は、旧宗主国英国からの移民に対してさえも要請されオーストラリア式生活様式に同化することが望まれていた。こうした態度から考えれば、オーストラリアにとって移民の中で最も優先されるのは同化可能性の高い人々ということとなり、英国・アイルランド系そして西ヨーロッパ人ということとなる。次は東・南ヨーロッパ系が続きそのあとに有色人種が続くという順序になる(第9表参照)。

この序列は、内面的・外面的同化 (internal and external assimilation) の可否の可能性に従って位置づけられていると考えられる(第5図参照)。外面的な服装や態度、またオーストラリア訛り英語を話すとかオーストラリア様式を生活に取り入れるといった同化と同時に、他方でオーストラリア的価値観、思考方法(時には改宗)なども取り入れ心身ともにオーストラリア人になるということ(時には改宗)などにより優先順位が決められる。心がオーストラリア人に一体化したとしても、オーストラリア人と肉体的外形の異なるものはやはり低く位置づけられることになる。英語はしゃべれても、オーストラリア的価値体系を受け入れられないものも低く位置づけられる。どちらか一方では十分ではないのである。いつでも母国の文化やグループに密着し、オーストラリ

アに溶けこもうとしない人々が最も低く位置づけられる。こちらが開放的オリーブなのに、むこうがちっとも寄り着かぬ、という状況が最も嫌われる。このような外面的・内面的同化の可否が選好度を決定することとなり、同化する側としては大きな努力を必要とする。故に、英国系の人々も、オーストラリア文化を低く見做して心理的・内面的同化あるいは外面的同化（オーストラリア訛りを話さない）を拒否した場合やはり差別的対応を受けることも十分ありうるといってもよいだろう。⁽⁶⁾

このようなオーストラリアの文化的雰囲気の中で、多くの移民は、しかしながら、とくに社会的に大きな問題を生じることなく対応しえたと言えるであろう。もっとも、一九五〇年代および六〇年代初期の移民の生活状況についての体系的な研究がされていない状況を顧みると、このように判断することは早計かもしれないが、前節で述べたように、とくに初期の移民は難民を含めて教育程度も高く、定着志向・同化意欲も高かったこと、また全体として都市出身者が多く、都市化の進んだオーストラリアの生活・政治・教育・文化等に比較的なじみ易かったことなどを考慮すれば、先の判断も妥当といえるであろう。少なくともオーストラリア側からみてそのように言えるであろう。

(二) 問題多き人々としての新移民

オーストラリアの同化政策とそれに対する移民側の対応もうまくいっていた時代は一九六〇年代の中期頃までで終わった。このことの大きな原因は、移民供給国の変化にある。前述の如く、一九五〇年代の後期から六〇年代にかけて西ヨーロッパ系を中心とした難民の数は減少し、その逆に南ヨーロッパ系移民が増加してきたことによる（第10表参照）。移民の質は、都市出身者が多く、また教育能力も高かった西ヨーロッパ出身者に対して、農村出身で教育程度も全体としてみると低い人々を中心に移っていった。彼らは、都市生活、工場労働に適應しにくい人々を含んでおり、しかも、本国へいつかは帰るといふ希望を頭の片隅に置き、オーストラリア社会に順応することよりも自国の言語・文化

第10表 オーストラリアの出生地別人口及び割合 (1947—1986)

	1947	1954	1961	1971	1976	1981	1986
英国・アイルランド ドイツ(西ドイツ)	541,287 (7.14)	664,205 (7.39)	755,402 (7.18)	1,003,210 (8.53)	1,117,924 (8.25)	1,168,177 (7.33)	1,174,190 (7.38)
オランダ	14,567 (0.19)	55,422 (0.72)	109,315 (1.04)	110,811 (0.85)	107,590 (0.79)	114,219 (0.77)	121,165 (0.75)
ポーランド	2,174 (0.02)	52,035 (0.57)	102,083 (0.97)	95,285 (0.71)	92,111 (0.68)	94,409 (0.63)	97,617 (0.61)
ニュージーランド	6,573 (0.08)	55,534 (0.62)	60,490 (0.57)	50,700 (0.46)	56,051 (0.46)	61,634 (0.41)	72,200 (0.45)
ユーゴスラビア	5,865 (0.07)	22,355 (0.25)	49,776 (0.47)	129,316 (1.01)	143,592 (1.05)	151,333 (1.01)	166,901 (1.05)
イタリア	33,632 (0.44)	119,337 (1.33)	228,236 (2.17)	289,478 (2.25)	280,154 (2.07)	292,957 (1.99)	265,433 (1.79)
ギリシヤ	12,291 (0.16)	25,832 (0.28)	77,333 (0.73)	160,200 (1.25)	152,908 (1.13)	151,354 (1.01)	155,955 (0.99)
ポルトガル	3,233 (0.04)	19,938 (0.22)	39,337 (0.37)	53,831 (0.42)	55,337 (0.41)	53,555 (0.38)	61,394 (0.39)
その他のヨーロッパ	22,679 (0.43)	133,973 (1.49)	132,197 (1.27)	218,556 (1.71)	226,570 (1.67)	240,311 (1.61)	259,332 (1.63)
レバノン	1,838 (0.02)	3,331 (0.04)	7,233 (0.06)	24,218 (0.18)	33,422 (0.25)	53,233 (0.36)	63,636 (0.40)
その他中近東 ¹⁾	2,713 (0.03)	12,160 (0.13)	21,530 (0.20)	45,339 (0.35)	63,555 (0.47)	71,422 (0.48)	87,495 (0.55)
アジア ²⁾	13,433 (0.24)	34,911 (0.38)	55,991 (0.53)	105,017 (0.82)	148,037 (1.09)	204,337 (1.37)	272,533 (1.71)
インドアジア難民	na	na	na	na	3,331 (0.02)	53,376 (0.39)	125,337 (0.79)
アメリカ	11,630 (0.15)	14,435 (0.16)	19,018 (0.18)	55,732 (0.43)	80,733 (0.60)	101,212 (0.68)	118,304 (0.75)
アフリカ	6,734 (0.08)	7,676 (0.08)	12,272 (0.11)	33,709 (0.26)	40,330 (0.30)	53,703 (0.38)	81,075 (0.51)
南太平洋諸島	4,417 (0.06)	5,165 (0.05)	7,933 (0.07)	16,234 (0.12)	23,705 (0.20)	41,234 (0.28)	33,543 (0.27)
ニュージーランド	43,610 (0.57)	43,330 (0.48)	47,011 (0.44)	80,463 (0.63)	39,732 (0.30)	134,300 (1.24)	232,516 (1.55)
海外生まれ合計 ³⁾	744,137 (9.32)	1,236,435 (14.32)	1,773,730 (16.39)	2,579,313 (20.22)	2,713,332 (20.07)	3,001,347 (20.72)	3,655,301 (21.30)
オーストラリア	6,333,171 (90.13)	7,700,034 (85.68)	8,723,435 (83.07)	10,176,320 (79.73)	10,323,617 (79.33)	11,335,714 (79.23)	12,436,139 (73.20)
合計人口	7,579,333 (100.0)	8,936,530 (100.0)	10,530,135 (100.0)	12,755,633 (100.0)	13,536,449 (100.0)	14,917,231 (100.0)	15,932,430 (100.0)

注 1) 1947-71 の数字は主要中近東のみ。 2) 1947-71 の数字は主要アジア国のみ。 3) ノーウェーデン、クリスマス諸島、マコル島が含まれる (1947-71 まで)。
 注 4) ノートは中近東に算入した。 4) 少数点第三位以下四捨五入。ただし1947-1971の数字のみ。
 資料 1947—1971: Department of Immigration and Ethnic Affairs, *Australian Immigration Consolidated Statistics*, No. 12, 1981, pp. 12—13.
 1976—1986: Australian Institute of Multicultural Affairs, *Evaluation of Post-Arrival Programs and Services*, May 1982, p. 23.

そして生活習慣を維持することに注意を払う人々も多かった。⁽⁸⁾

しかも彼らはよく指摘されるように「連鎖移民 (chain immigration)」によって移住してきた者が多い。連鎖移民とは、既に移住して生活をしている人々が、自分の親・兄弟そして親戚・友人・知人と身内や関係者を順にスポンサーとなつて呼び入れ、知人・友人は一度生活が安定すれば今度は自らの身内・関係者をスポンサーとして呼び込む、という関係を指している。身内・友人のインフォーマルな情報そして助力をもとにして移民してくるので移民者の生活圏も自然と特定の地域に偏ることになりがちで、移民者間のコミュニティの形成も容易となる。このような結果、この人々はエスニック・コミュニティを形成しオーストラリア社会への同化が難かしくなる。⁽⁹⁾ こうした傾向は、南ヨーロッパ系移民や開発途上国からの移民に限った現象ではなく、オーストラリアの英国系（とくにスコットランド人）、アイルランド系の人々にもみられる普遍的現象であろうが、文化・言語的に異質性が高まれば高まるほど移民の連鎖化、エスニック・コミュニティ形成への圧力が高まることも否定出来ない。⁽¹⁰⁾

このような移民が大量に登場してくることは今までになく初めての経験であり、オーストラリア人の移民同化政策との間に齟齬が生まれてくるのも時間の問題であった。その問題は、子供の教育、医療、社会福祉、労働組合運動などの各諸側面において発生した。この点について簡単にみてみよう。

まず教育の場面では英語修得能力に大きな問題が生じた（子供達の統計は第11表参照）。子供達の生活は学校においては英語を使い、かつオーストラリア式生活習慣を身につけるような社会化圧力が加わるが、一度帰宅すれば、両親の母国語の言葉、母国の文化・道徳を教育されることとなる。二つの言語ないしはそれ以上の言語を同時に修得する能力を持つことが出来るのなら問題は無いが、そのための教育方法、施設もなく、そのような能力は一部の子供に限られているとすれば英語教育に不都合が生まれてくるであろう。英語教育の遅れはそのまま他教科（英語で教えられている）修得の遅れとなってくる。子供の間に緊張・不安そして不満が高まってくる。しかし、五〇年代、六〇年代中期

までの西ヨーロッパ系移民・難民の子女の示した修得能力・意欲における秀逸さに印象づけられ、かつオーストラリアの教育方針・施設に自信を持っていた教師達が、新しい移民の子女に同様な能力を期待することは間違いである、と気付くには時間がかかったようであった。⁽¹⁾

子供達は、同年齢のオーストラリア人に比べて一学年下あるいはそれ以下のクラス、または特別学級で英語の特訓を受けることとなった。新しい移民の子女には必要以上の忍耐力と努力が要請されるようになると同時に、通訳や移民対策としてのカウンセラーの導入など教育する側にも対応が迫られた。また、英語能力において問題のある子供がクラスにいる場合、アングロサクソン系オーストラリア人はもとより、英語を修得した他の移民子女の勉学の進行

第11表 5—14歳の子供の生誕地の数(1947—1971年)

生誕地	年齢 5—9歳					年齢 10—14歳				
	1947	1954	1961	1966	1971	1947	1954	1961	1966	1971
オーストラリア	601,078	825,003	980,875	1,080,869	1,101,427	530,168	645,980	890,332	979,039	1,087,119
英国・アイルランド	1,148	25,491	25,503	44,523	66,035	1,487	20,831	44,587	48,195	73,509
西ドイツ	48	20,025	5,389	2,838	2,861	203	3,346	20,000	5,714	3,621
オランダ	17	7,840	8,100	3,043	1,773	43	5,290	14,412	7,971	3,525
ポーランド	43	917	524	522	189	150	1,184	1,139	1,014	640
ギリシヤ	44	899	2,808	4,207	5,027	145	549	3,811	5,738	6,687
イタリア	74	7,813	9,383	7,642	7,814	405	4,298	19,283	13,479	11,554
ユーゴスラビア	16	475	1,659	2,026	7,425	76	899	1,772	3,148	7,366
フランス	25	3,054	2,627	2,539	1,207	34	1,690	5,398	4,442	2,768
その他のヨーロッパ	167	5,459	4,491	3,855	6,341	369	5,372	8,448	5,684	6,733
その他の国	1,323	5,761	6,162	10,832	20,156	1,603	4,741	10,802	12,024	22,835
合 計	603,983	902,737	1,047,521	1,162,896	1,220,255	534,653	694,180	1,019,384	1,086,448	1,226,357

資料：Australian Bureau of Statistics, 国勢調査より。
引用：J.I. Martin, *The Migrant Presence*, George Allen & Unwin, 1978, p. 102.

を妨げることさえ観察された。こうしたことが一般化されるようになる、六十年代から「問題児としての移民の子供」といった認識が一般に広がってきはじめるのであった。

医療・福祉の問題も似たような現象を生み出した。英語能力がないということも大きく関連しているのであるが、オーストラリアの医療システム・社会福祉制度に対する知識が欠けているということがまず問題となる。医療問題・福祉問題に対する対策としては通訳の養成が第一となるが、どちらも専門用語を十分使いこなせないとあまり役立たぬ場合が多く、専門通訳者は不足がちとなる。社会福祉に対しては、国家の慈悲に依存するということへの否定的な感覚が強く、税金を支払った者の当然の権利という対応がなく、慈悲や他人の世話になりたくないという心理的抵抗も案外と移民側に多い。その結果として、新しい移民家族の貧困・病気の問題が必要以上に存在することになる。従来、西ヨーロッパ系の移民・難民は都市出身者が多く、権利・義務意識も高く医療保険制度や福祉制度への対応は積極的であった点を考えると新移民の対応は消極的なものであり、オーストラリアの一般常識からみて遅れていると見做されるのも自然の成り行きであった。学校教育において、西ヨーロッパ系移民の子女がうまく適応できたため、南ヨーロッパ系新移民の子女への配慮が遅れたように、この面においても同様な対応の遅れがあったといえよう。

また、これらの移民に接する医者やソーシャル・ワーカー達の対応も学校における教師達と大同小異であった。例えば、医療においては移民の文化―社会的な違いから生じる食生活や病気に對する感覚の異質性を考慮することなく治療・診断を下すことによって移民者側をとまどわせることも多い。生活が変化したおかげで栄養のバランスをくずすことも多く、新しい土地の食生活への適応に失敗することも多い。こうした問題への配慮は十分といえたのだろうか。またソーシャル・ワーカーの対応も一方的にオーストラリア的生活習慣を押しつけるといったことも生まれた。老人福祉や子供のしつけなどでも新しい移民の各文化の差異がオーストラリア文化との間で大きければ大きいほどトラブルも生じ、問題多き移民あるいは非適応的な人間、ときには文化的に劣った頑迷な人々、といった否定的なイメージ

さえ生まれ生きてきたのであった。⁽¹²⁾

似たようなことは労働組合の場面でも見られた。南ヨーロッパ系の移民は、農村地域出身者が多く、都市工業労働に不慣れであったということだけでなく、労働組合活動に関心が全体として低かった。彼らの基本的目的は工場労働者として一生を過すことではなく、小金をためて故国に帰り、小さな土地を持つか一軒の店を持つという小さな夢を持っている者も多かった。また、故国へ帰らないとしても似たような目的を異国の地で果たすという希望を抱いていた。このことから労働者としてのキャリアないしは組合運動への積極的な関心を抱く必要もなかった。かえって、組合費だけのスト援助費など徴収されることの方が気になるのであった。

もっとも、多くの人々にはクローズド・ショップ制による制約、その他何らかの理由から組合に加入する人々も多かった。しかし、言語的障壁がある状況で、彼らが組合活動の中心に位置することはなかった。一九五〇年代の東西ヨーロッパからの難民は、社会主義・共産主義に対して強い反感を抱いており、当時オーストラリアで影響力を強めていた共産党系組合員に対抗する勢力として、保守的・中道的組合員によって重要視され接触も多く重用された。また、英国ないしは西ヨーロッパからの移民・難民には労働組合役員経験者も多く、戦後オーストラリアの労働組合運動において果たした彼らの役割は大きなものであった。とくに英国系移民の果たした役割は見過すことが出来なかった。いずれにせよ、反共勢力として、あるいは組合指導層として初期の移民の役割は積極的であり、運動そのものに大きな影響を与え、そのような人々に大きくオーストラリア労働組合は印象づけられたであろう。しかし、南ヨーロッパ系移民の場合、組合員の交渉能力を維持するために彼らを非組合員として放っておくことは出来ない、という理由から組織化が積極的に進められたが、いざ運動という時は頭数のみ問題であった。ある意味では、組合幹部の言うなりにになっている組合員は御し易かったかもしれない。しかし、意思疎通もうまく行かず、統制のきかぬこともあって問題多き人々と見做されたことには違いはなかった。⁽¹³⁾

全体としてみると、一九六〇年代の中期から移民に関連しての社会問題が増加し、人々によっても問題視されはじめた。しかしながらオーストラリア社会側の反応は鈍感であったといつてよいであろう。それは、初期の移民・難民は、適応同化能力も高く放つておいても大丈夫だという印象が強く、新しい移民に対しても過度な期待を抱いていたのかもしれない。あるいは、初期より抱いていたオーストラリア人の自国の社会制度への信頼が依然として高すぎたのかもしれない。それ故、新しい移民の中でトラブルを起こす人々は、能力的にも劣っているものであり、個々人の心懸け次第であるとして集合的な問題と認識しなかったのである。個々人レベルでの処理で十分であり組織的な問題として取り組む姿勢がなかったといつてよい。また、南ヨーロッパ系を中心とする新移民は、こうした状況に対して組織的に異議を申したというよりは自らの親戚・友人・同郷者を中心とするコミュニティの間で物事を解決するという行動に訴えることが多く、オーストラリア人の認識を変えることは考えにも及ばなかった。オーストラリア側としては、こうした不適応の人々に対して、現在の制度的枠組の中で、時々必要に応じて援助するという臨時的な処置で済ませ、という態度であった。¹⁴⁾

すなわち、オーストラリア人の移民への態度は、初期の西ヨーロッパ系移民・難民を前提とした「移民同化可能視的態度」から「移民同化困難視的態度」へとその見方を変えてきたといつてよいだろう。依然としてそこには異質な文化への積極的な理解はないといつてよい。しかし、前にみたごとくともかくも社会は平穏であった。

(三) 社会的実験としての多元文化社会化

オーストラリア社会における移民受け入れは五〇年代、六〇年代とも全体として安定した数量であった。一九六九年、七〇年とそのピークに達すると七〇年代前期は急速に減少した。その点については既述の通り。しかし、とはいえず、この頃までには三百万人を超えた移民のうち半数近くは非英語系移民であった¹⁵⁾という事実、また、今後この傾

第12表 オーストラリア人口の
エスニック別構成—2008年の推計¹⁾

	000's	%
英国・アイルランド	13,828	72.2
北(西)ヨーロッパ	1,254	6.6
東ヨーロッパ	752	3.9
南ヨーロッパ	1,459	7.6
中近東(西アジア)	369	1.9
中国・東南アジア・他	949	5.0
オセアニア・アフリカ アメリカ	195	1.0
アポリジニ トーレス島人	350	1.8
合計	19,156	100.0
ヨーロッパ人	17,293	90.3
非ヨーロッパ人	1863	9.7

1) ニダヤ人は出身地固別に分類、
なお年50,000人の移民増として推計
資料：W. Kasper, et al, *Australia at the
Crossroads*, Harcourt Brace Jovanovich
Group, Sydney, 1980, p. 65.

向が続くという予測は、遅かれ早かれなんらかの衝撃を与えることとなる(第12表参照)。結果として、オーストラリア側の態度・対応にも一定の変化が出てくることとなるに違いない。実際、その変化への圧力は対移民観のみならず社会観そのものを変化させる程のものであった。

制度的にみた場合、まず教育の場面では、非英語国民の子弟の英語教育(English as Second Language¹⁶⁾)充実のために英語担当の専任教師の採用などが試みられる。また、医療の場面においては通訳制度の充実化が試みられ、その他政府諸機関(社会福祉も含めて)も通訳を充実させる、あるいは多言語による印刷物の準備も進展した。組織的な対応も進みはじめたといえる。¹⁶⁾労働組合などにおいても、移民労働者の増大の事実と、南ヨーロッパ系新移民による組合上層部への積極的抵抗・反対行動を通じて、組合の移民への対応方法の変化が要求されるようになった。¹⁷⁾その結果として組合役員に採用される非英語系移民労働者も漸次登場してきた。

もつとも、こうした制度的対応や上級位への登用ということがあっても、例えば、英語教師を従来の学校教育体系の中でどのように位置づけるのか、すなわち臨時的なものか恒久的なものか、キャリア体系の中で他の教師と同格に扱うのか否かなど制度上の対応は不十分ということもある。通訳も、需要の多いエスニック、例えばギリシャ、イタリア、ユーゴスラビア等を中心とし少数エスニックや中国語を除く他のアジア言語の対応も遅いし、また学校教師と同様、通訳の制度内の位置付けも問題となっている。¹⁸⁾組合の場合でも、役員に登用されたといっても、実際上の仕事となると通訳と似たり寄ったりというものであった。¹⁹⁾しかし、

こうした変化は六〇年代の後半より認められるし、制度的にも、一九七二年に政権をとった労働党により、移民に関する人種の差別条件が完廃され「白豪政策」が事実上終了し、各州においても雇用面における人種差別が、性や年齢等による差別と同様廃止が明文化されるようになった。

例えば、一九七五年の連邦政府の「人種差別禁止法」の制定に引き続き、一九七六年、南オーストラリア州が「人種差別禁止法 (the Racial Discrimination Act of 1976)」を制定。同年、ニュー・サウス・ウェールズ州は「反差別法案 (Anti-Discrimination Bill)」を国会に提出。一九七七年より適用させた。一九七八年にはタスマニア州でも同様な法案が提出された。一九七〇年代は、移民だけでなく従来少数派の人々として差別されていた弱者、すなわちアボリジニや働く女性、といった人々の地位をめぐる社会的世論が昂揚してくる時代でもあった。例えばニュー・サウス・ウェールズ州法の場合、移民・女性の他にホモ・セクシュアル⁽²⁰⁾ということを理由に差別することを禁止する条項さえ含まれていた。こうした社会変革への動きが一般化していく中で、移民問題もますます注目を受けるようになってきた。移民問題もこうした文脈の中で捉えられるようになってきたわけであるが、いづれにせよ、このような動きが七〇年代前期に積極化してきたことが、一般の人々に大きな影響を与えてくるようになった。

実際、オーストラリア人の移民への態度も初期の段階に比較して、人種差別的な対応も緩和されてきたことが一九七〇年代の初期には十分認められた。それは、一つにはオーストラリア人が、異民族・人種と接触する期間が長くなり、移民や移民のもつ異文化・異言語にも慣れ、理解が進んだからであろう。こうした理解の進展は、文化的に異質なものの存在に対する寛容さの高まりを生み、従来の同化政策一本槍の移民政策に対する反省へと進んで行くのである。また、南ヨーロッパ系新移民が市民権を獲得 (naturalization) することによって移民票 (ethnic votes) の存在が重要視されはじめ(第13表参照)、何らかの形で政治的影響力を持ちはじめ、ギリシャ、イタリア、ユーゴスラビアのエスニック・コミュニティも単にエスニック内の相互扶助団体という性格から、政治圧力団体へとその活動範囲を広げ、

第13表 各エスニック別市民権獲得者 (1981年中期)

生誕地	市民権を持たぬ人	移民人口	市民権を持たぬ人の割合
カナダ	14,770	20,448	72.2%
キプロス	3,035	23,813	12.7
インド	3,688	41,871	8.8
マルタ	27,632	58,545	47.2
ニュージーランド	165,214	184,300	89.6
英国	772,349	1,120,244	68.9
その他の英連邦	45,315	141,521	32.0
オランダ	27,071	94,409	28.7
ドイツ	27,989	114,219	24.5
ギリシャ	19,783	151,354	13.1
アイルランド	17,606	47,933	36.7
イタリア	80,672	282,957	28.5
レバノン	10,490	53,329	19.7
ポーランド	7,683	61,634	12.5
トルコ	17,921	23,732	75.5
アメリカ合衆国	28,153	33,983	82.8
ユーゴスラビア	31,451	151,383	20.8
その他	148,070	344,027	47.3
不明	14,783		

資料出所: Australian Institute of Multicultural Affairs,
Evaluation of post-Arrival Programs and Service,
 1982, p. 40.

その存在も政治において無視出来なくなりつつある⁽²¹⁾。こうした事実の存在は、事実としての構造の多元性を一般オーストラリア人に認めさせる圧力ともなったのである。

ところで、他方で、前節で指摘したように南ヨーロッパ系移民を中心とした新移民への対応、「移民同化困難視的態度」が進展し、移民に対する態度が更に否定的になっていく可能性がなきにしもあらずであったが、五〇年代および六〇年代の経済成長は、完全雇用を達成し、人口増加すなわち経済成長という事実を人々に印象づけ、オーストラリア人一般に「問題ある移民」認識を緩和する機能を果たしたことも改めて注意しておきたい。

こうした動きを背景に七〇年代初期「統合政策 (integration policy)」がとられた⁽²²⁾。これは、各エスニックの言語、文化、生活習慣を保持することを積極的に認めつつ、オーストラリア社会を一つの市民社会として存続させていくというものである。ただし、各エスニックの人々は、公的な場所(学校、企業、官庁等)では英語を話し一般のビジネス・スーツを着用すべしとされ、また政治的圧力団体へのエスニック・コミュニティの転化に警戒的であった。エスニックの存在そのものの積極的な承認がこの政策の核心となっていたことは高く評価されようが、それは他方で、文化の異

質性・多様性は自然と消滅する、あるいは舞踊・衣裳・食生活といった私的な場所に限定されるべきだ、という前提があった。

しかし、この統合政策は、急速に増加するエスニック・グループおよびその同調者によって不十分なものと感じられた。また、一九七〇年代の初期から文化の多様性に着目し、エスニシティ (ethnicity) あるいはエスニック・グループ (ethnic group) が社会的にも他の概念、例えば階層(成層)、宗教、階級などのように社会分析の対象・道具として有効な概念であるという点が強調されるようになった。と同時に実践面においても、単なる文化・言語の多様性の容認という統合政策の枠をはみ出て政治的、社会的にも影響力を持つ圧力集団としてのエスニック・コミュニティを認めようとする動きも活発化してくる。こうした意味での社会構造の多様性を認めようとする人々は、アングロ・サクソン系オーストラリア人およびエスニック系の人々自身にも増加しはじめてきたのである。

こうした文化・社会構造の多様性を認めつつ基本的な生活ルールを維持し、かつ民主主義的な価値理念を維持するというコンセンサスのもとに社会をまとめて形成していく方式を、同化政策や統合政策に対して「多元文化政策 (multi-culturalization policy)」というが、このような政策に対する支持が公的にも私的にもなされるようになった。公的な承認としては、自由・国民地方党 (the Liberal and National Country Parties) が政策綱領の中でオーストラリアの多元文化化を承認、これが一九七七年、当時の首相フレイザーによって再確認されている。また、労働党 (Australian Labor Party) によっても一九七七年に政策綱領の中で承認されている。双方とも、単に文化の多様性を承認するだけでなく、学校教育におけるエスニック言語、すなわち英語以外の言語教育の進展、および小エスニックの社会的不公平の除去・防止を訴えている。また同年、オーストラリア・エスニック事情調査委員会 (the Australian Ethnic Affairs Council) が「多元文化社会としてのオーストラリア (Australia as a Multicultural Society)」というレポートを提出し、その概念等について検討を加えオーストラリア社会の未来の方向を示した。これがオーストラリア連邦政府の最初の

レポートとされている。⁽²³⁾

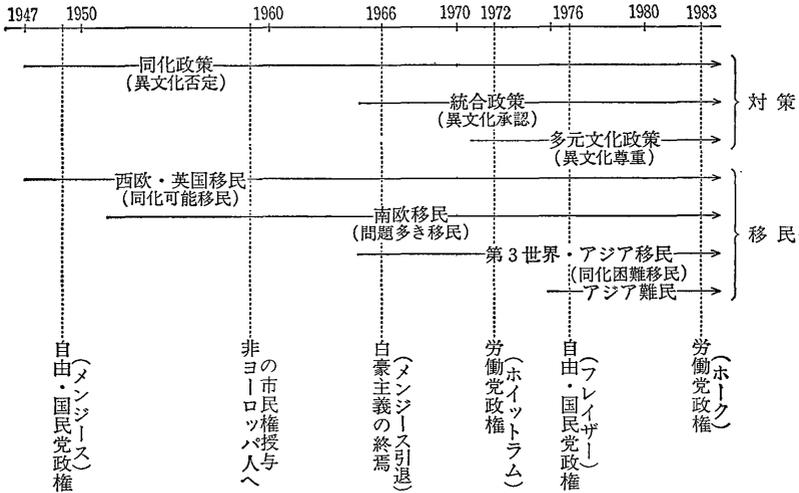
むしろ、こうした進歩的な理解は、すべてのオーストラリア人に行きわたっているものではないが、この文化的多様性・構造的多元主義を認めようという点で先駆的な存在であったマーチン (Jan I. Martin) は、多元文化主義社会を以下のように特色づけた。⁽²⁴⁾

- (一) 異質的文化価値・規範・生活様式が現実中存在する。
- (二) 少数派エスニック集団の価値・規範・生活様式の容認・承認が受入国によってなされる。
- (三) 異質文化間の相互理解のための対話と互いの妥協 (相対主義的態度)。
- (四) 多元文化主義の先兵・前衛としてのエスニック組織の存在と受容国側の制度的・組織的対応の存在。
- (五) エスニック・コミュニティそのものの存在 (多元主義の現実の担い手)。

このような特色付けは、前節で述べた「移民は問題ある人々である」という否定的な見方を土台にしつつ、移民同化政策の非現実性を認識するキッカケとしたものであり、同化できないものを無理に同化させて困難な状況を社会につくり出すよりは、異質なものの存在を前提として社会をまとめていくことは出来ないかどうか真剣に考慮したものと見えるだろう。ここに逆転した発想がみられると、いってよい。それはともかくも、マーチンによる以上の特色付けを、オーストラリア人が持っていた戦争直後および五〇年代の態度と比べると巨大な変化を感じとることが出来る。

もっとも現実には、多元文化主義という定義は論者によって異なり、単に文化的な多様性のみを認め、構造的多元主義をはつきりと否定する者もあるし、また、概念そのものを否定し同化政策を維持すべしと主張するものもある。そこまでいかなくとも、多元文化主義とは、年に二・三度、オーストラリア・デーないしはマルチカルチュラル祭などでシドニーオペラハウスの前で民族衣装を着て踊るとか、中国料理、レバノン料理、ヴェトナム料理のレストランが繁盛することのみを意味しかねないが、いずれにせよ、このマーチンの議論のように、浅薄な理解とははるかに異なった次元での議論が登場してきたということは、白豪主義の国であったオーストラリアを考えると特筆すべきこと

第6図 オーストラリアの移民および移民対策の変遷



といえよう。

白豪主義の国オーストラリアが、アジア有色人種の脅威から自らを守ろうとする過程の中で生み出した大量移民政策は、結果的にはオーストラリアの経済復興および経済成長、そして最終的には生活水準向上を実現させたが、その経済成長・生活水準の高度化を維持するために引き続き移民受け入れを継続させねばならなかった。人口拡大による市場拡張、あるいは労働力の調達は経済成長のボトルネックを解消した。こうした移民供給維持のために非英語圏・非ヨーロッパ圏の移民の導入の積極化が必要とされ、白豪主義維持に必要な移民政策が白豪主義を破る大きな力の一つとなったのは歴史の皮肉と言えよう。その一方、同化政策を土台にした移民策であったものが、同化策から新しい文化的創造さえ目ざす試みに発展しようとはオーストラリア人自身考えもしなかったことであろう。こうしてオーストラリアは、意識的であれ無意識的であれ一つの大きな社会的実験へと一歩踏み出したのである。

なお、今までの議論のまとめとして第6図において整理しておきたい。

おわりに——今後の課題

一九四七年の戦後大量移民計画の実施から一九七〇年代の後期までの移民の動きを概観したあと、その移民増加ともなうオーストラリア人の移民への態度・対応の変遷の概要をみてきた。一般に一九六六年を白豪主義終焉の年と見做しているが、アングロ・サクソン系のオーストラリアに入国してくる異質な人々に対してどのように対応するか、という実質的な点での白豪主義の終焉は一九七〇年代の「多元文化主義」の登場によってではないかと思われる。その点を明らかにすることが本稿の目的であったが不十分なながらも達成することは出来たと思う。

しかし、白豪主義の一応の形式的・実際の終焉といっても、そのことによっては移民に関連する問題が全て消散したわけではない。例えば、多元文化化といっても既に述べたように概念としては非常に曖昧であるし、人々の認識にも差がある。また、エスニックに所属することとオーストラリアという国家の一員であるという二つの事態をどう調整するかという二重帰属性の問題、あるいは経済動向の停滞と失業の増加と移民政策との関係、より長期的な問題として、オーストラリアの脱工業化・高度工業化を進める上で、非英語国民の増大は何らかの拘束要因とならないか、といったことが解決すべき課題として浮かびあがってくるであろう。「多元文化社会化」の諸問題については別の機会に論じることとしたい。

本稿を準備したのは私のオーストラリア滞在中であった。この研究は豪日交流基金の研究助成によって可能であった。記して感謝したい。

(1) 構造的・文化的多元性の問題について Australian Population and Immigration Council, et al, [1979] op. cit., pp.5-6.

なお、西ドイツにおけるエスニック・コミュニティ組織、とくに政治的な反体制組織と客員労働者ゲスト・ワーカーの結びつきが報告されている(沢田マルガレテ「一九八二年」前出二二―二六頁参照)。これと似たような問題、例えばクロアチア民族主義者とユーゴスラヴ共産主義者との対立などよくオーストラリアでも例にあげられる。

(2) D. J. Whitton, 'Conformism as a Function of Survival,' in S. D'Urso and R. A. Smith, eds., *Changes, Issues and Prospects in Australian Education*, 2nd edition, University of Queensland, St. Lucia, 1981, p. 275.

(3) J. I. Martin [1978] op. cit., pp. 85-89. 同引用。

(4) J. I. Martin, (edited by S. Encel), *The Ethnic Dimension: papers on ethnicity and pluralism by Jean Martin*, George Allen and Unwin, Sydney 1981, p. 44.

(5) ブキヤナン (Mavis Buchanan) によると、一九五四年のハモンド研究以来、今日まで北ヨーロッパ移民の方が南ヨーロッパ移民よりも好まれ、有色人種よりは南ヨーロッパ移民の方がまだましだ、という基本的構造は変化なく続いているとされる。第9表にはないがアラブ人、トルコ人は一九七六年の調査では好まれない人の部類に属している(D. Edgar, *Introduction to Australian Society*, Prentice-Hall, Sydney, 1980, p. 288.)。

(6) 英国移民については以下参照。Alan Richardson, *British Immigrants and Australia: A Psycho-social Inquiry*, ANU Press, Canberra, 1974. なお、同化における内面・外面の両側面の問題については、Ruth Johnston [1977] op. cit., pp. 80-82. を参照されたい。英国人が対象の時、英国的なものがオーストラリア人側からみて同化すべき対象でもあるから人々の反応も複雑になるであろう。

(7) マーチン (J. I. Martin) によると、『戦後の大量移民過程に対する最も包括的な研究の試みは一九六六年に初めて現われた。まさにその年は、移民計画は成功したという一般の人々の意見の一致がくずれ去ろうとする時であり、また、移民に対する同化主義者の政策が終ろうとする時であった (J. I. Martin [1978] op. cit., p. 27)』と云うことになるが、最初の研究は以下のものではなかった J. Jupp, *Arrivals and Departures*, Cheshire-Lansdown, Melbourne, 1966. シャンプによると『オーストラリアの二百万人の移民が明らかに大きな影響力を社会に与えているにもかかわらず、彼らはまさに存在していないも同然なのである』(Jupp [1966] p. 122)。これが正しいとすれば四〇年代後半から六〇年代までの移民の生活等の同時代の研究はないということになるが、このこと自体、オーストラリア人の移民への態度を示す大きな指標となりそうである。

- (8) Birrell and Birrell [1981] op. cit., p. 77.
- (9) Charles A. Price (assisted by Patricia Pyne), 'The Immigrants', in A. F. Davies, S. Encel and M. J. Berry, eds., *Australian Society: A Sociological Introduction*, 3rd ed., Longman Cheshire, Melbourne, 1977, pp. 339-341.
- (10) 連鎖移民の概念は、オーストラリア人の移民の研究に用いられた概念であった (C. Price [1977] op. cit., p. 351)。これは本文でも指摘したように南ヨーロッパ系移民を対象としているが、これと似たような現象については G. Sherington [1980] op. cit., pp. 71-72 and p. 120. を参照されたい。
- (11) マーチン (J. I. Martin) は、一九六七年が大きな転換点であるという。その年は、ヴィクトリア州立学校組織調査委員会 (the Victorian Council of State School Organizations) が、移民の多い郊外の学校六八校 (三分の一以上が非英語国民) を調査し、また「オーストラリア良き隣人評議会」の調査がなされ、ヴィクトリア州では移民教育に関する政府顧問の任命などがあり、問題多き移民子女教育が人々の前に明らかたされた。それ以前はほとんど関心が払われなかったと指摘している (J. I. Martin [1978] op. cit., pp. 33-39.)。
- (12) 移民と福祉・健康問題については、J. I. Martin [1978] op. cit., chapters 5 and 6. Commission of Inquiry into Poverty, *Welfare of Migrants*, A.G.P.S., Canberra, 1975.
- (13) 以下は、J. I. Martin [1978] op. cit., chapter 7. 'Trade Unions', pp. 186-206. June H. Hearn, 'Migrant Participation in Trade Union Leadership', in G. W. Ford, J. M. Hearn and R. D. Lansbury, eds., *Australian Labour Relations: Readings*, 3rd ed., Macmillan, Melbourne, 1980, pp. 149-161. Petro Georgiou, 'Migrants, Unionism and Society', in *Australian and New Zealand Journal of Sociology*, vol. 9 (February) pp. 32-51.
- (14) J. I. Martin [1978] op. cit., p. 95 and p. 207.
- (15) オーストラリアの人口統計によく出てくる分類「オーストラリア生まれ (Australian born)」と「海外生まれ (overseas born)」は、オーストラリアにおけるエスニックの人口を把握する上で不適切である。イタリヤで生まれた両親 (移民) の子は、生活においてイタリヤ式であっても「オーストラリア生まれ」の範ちゅうに入る。子供はエスニックでいえばイタリヤ系だが統計には出て来ない。エスニック別集計は公式統計がないので推定でしか出てこない。この面での統計の整備が望まれる (Australian Institute of Multicultural Affairs, *Evaluation of Post Arrival Programs and Services*, 1982, p. 25.)。第13表が

エスニック別推計を試みたものである。

(16) 教育に関しては、一九七八年四月に『入国後の移民対策とサーヴィスの見直しに対する報告書(The Report of the Review of Post Arrival Programs and Services for Migrants)』が発表され、そのほとんどの勧告案が採用され植民、教育(成人と子供)、多元文化主義教育、通訳制度、福祉、特別問題、法と市民権、報道と芸術などの各方面にわたって新しい対応がとられた。一九八二年には、七八年のガルルニリー報告(the Galbully Report)とも呼ばれるこの報告の検討がなされてくる(Australian Institute of Multicultural Affairs [1982])。

(17) 一九六四年のGMH(オーストラリア大手の自動車組立工場)の大ストライキ、同年のマウントアイザ(クインズランドの内陸鉱山町)におけるストライキ、そして一九七三年のフォード自動車メメルホルン、ブロードメドウ工場のストライキは、オーストラリアにおける南ヨーロッパ系新移民の持つ労働組合役員に対する不満を明確にさせるのに一役買っている。GMHの場合はギリシヤ人、イタリア人、鉱山の場合はフィンランド人、フォードにおいてはギリシヤ人が組合役員の職場復帰・スト中止命令を無視してストライキを続行。彼らの不満が会社の労働条件のみならず、労働組合幹部より無視されてきたことにもむけられていたのであり、移民労働者問題が注目され役員態度変更を促す原因となる。とくにフォードのストライキが有名。フォードのストライキについては R. W. Connell, *Ruling Class, Ruling Culture*, Cambridge U.P., Cambridge, London, 1977, pp. 1-3. を参照。

(18) Australian Institute of Multicultural Affairs [1982] op. cit., chapters 6 and 7.

(19) 最近の労働組合と移民の問題については Michael Quinlan, 'Unions and Immigrants', in B. Ford and D. Plozman, eds., *Australian Unions: An Industrial Perspective*, Macmillan, Melbourne, 1983, pp. 373-393.

(20) オーストラリアの反差別法の特徴等については参照。Chris Ronalds, *Anti-Discrimination Legislation in Australia*, Butterworths, Sydney, 1979.

(21) エスニック・グループの機能等についてはDavid Cox, 'The role of ethnic group in migrant welfare', in Australian Government Commission of Inquiry into Poverty [1975] pp. 125-141. Paul R. Wilson, 'Immigrants, Politics and Australian Society', in Graeme Duncan, ed., *Critical Essays in Australian Politics*, Edward Arnold (Australia), Melbourne, 1978, pp. 164-183.

- (22) D. J. Whitten [1981] op. cit., p. 273. ネットワークによれば、統合政策のより高度な形態が多文化政策ということになる。しかし、なまじく強調するまいと、この二つの概念の区別は時に曖昧である。
- (23) Australian Population and Immigration Council, Australian Ethnic Affairs Council, *Multiculturalism and its Implications for Immigration Policy*, A. G. P. S. Canberra, 1977, p.11.
- (24) J. I. Marin [1981] op. cit., pp. 180-182.